

人と企業がイキイキと輝く働き方を応援します

# 青森働き方改革推進支援センター

の利用をお待ちしています

職場でこんな悩みは  
ありませんか？

同一労働同一賃金は  
何をすれば

勤務間インターバル  
とは？

ベースアップするので  
利用できる助成金はないか

週休3日制を  
導入するには？

人手が足りない

年収の壁への  
対応とは？

無料でご利用  
いただけます

## そのお悩み専門家に相談しませんか？

(社会保険労務士が担当いたします)

個別相談支援

来所・電話・Webによる相談をお受けします。

コンサルティング支援

課題解決のため事業場に訪問して労務管理のアドバイスをいたします。(3回まで利用できます。)

セミナー開催支援

セミナーへ講師を派遣いたします。

働き方改革全般について事業主、事業者団体の取組を支援いたします。

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

青森働き方改革推進支援センターの支援はすべて **無料** でご利用いただけます。お気軽にご利用ください。



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「パユウちゃん」

## 青森働き方改革推進支援センター

- 相談コーナー 青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館
- 電話 0800-800-1830 (フリーダイヤル) ■ Fax 017-718-8846
- メール aomori@workstylereform.net
- 受付時間 平日9:00～17:00 (土・日・祝日・12月29日～1月3日除く)



X



Facebook

